

本業務の受注者等の利益相反行為の制限等

1. 対象者（制限対象とする会社等）

本業務の受注者（2.で明記されている場合は、本業務の担当チーム又は担当者に限定）、協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者（以下「本件制限対象者」という）

※本1において「協力者」とは、下記の者をいう。

- ア) 本業務（公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務を除く。本別紙において同じ。）に関して、受注者に対して助言を行い、又は、受注者と共同して本業務の一部の作業を行う者
- イ) 本業務に関して受注者から再委託若しくは請負を受けるなどして、本業務の一部の作業を行う者
- ウ) 本業務に関して、前号の本業務の一部を遂行する者に対して、助言を行い、又は、
　　イ) の者と共同して本業務の一部の作業を行う者

※本1において「一定の資本的・人的関係等のある者」とは、下記の者をいう（子会社等及び親会社等の範囲については会社法の定めに準ずる。）。

- ア) 親会社等と子会社等の関係にある者
- イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある者
- ウ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- エ) 上記のほか、本件制限対象者が事業方針の決定を実質的に支配していると認められる者又は本件制限対象者の事業方針の決定を実質的に支配していると認められる者

2. 制限事項

(1) 制限事項

本件制限対象者は、下記の行為・取引等を行ってはならず、受注者以外の違反は受注者による違反とみなす。

①大阪ＩＲ事業に関する下記の行為・取引等

- ア) SPC 又はその中核株主等（合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックス株式会社並びに SPC の議決権のある発行済み株式の総数又は出資金額の 5 %以上に相当する数の株式等を保有するに至った者をいう。以下同じ。）の株主又は出資者となること。
- イ) SPC の協力者となること。
- ウ) SPC に対し、大阪ＩＲ事業の全部又は一部に類するモニタリング支援等のアドバイザリー業務、監査・保証業務並びに会計、金融及びデューデリジェンス等に関する助言業務その他これらに類するコンサルティング業務（以下「監査等業務」という。）を行うこと。
- エ) 本業務の担当チーム又は担当者（以下「本業務担当」という。）が、SPC の中核株主に対し、大阪ＩＲ事業の全部又は一部に類する監査等業務を行うこと。
- オ) 本業務担当が、SPC の協力者に対し、大阪ＩＲ事業の全部又は一部に類する監査等業務を行うこと。

②日本国内における大阪ＩＲ事業以外のＩＲ事業（ＩＲ整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等をいい、以下「他都市ＩＲ事業」という。）に関する下記の行為・取引等

- ア) 他都市ＩＲ事業に係るＩＲ事業者選定公募に応募する事業者又は選定後に他都市ＩＲ事業を行う（予定含む。以下同じ。）事業者（以下併せて「他都市ＩＲ事業者」という。）の株主又は出資者となること。
- イ) 他都市ＩＲ事業者の主要株主等の株主又は出資者となること。
- ウ) 本業務担当が、他都市ＩＲ事業者の協力者となること。
- エ) 本業務担当が、他都市ＩＲ事業者に対し、他都市ＩＲ事業の全部又は一部に類する監査等業務を行うこと。
- オ) 本業務担当が、他都市ＩＲ事業者の主要株主等に対し、他都市ＩＲ事業の全部又は一部に類する監査等業務を行うこと。
- カ) 本業務担当が、他都市ＩＲ事業者の協力会社に対し、他都市ＩＲ事業の全部又は一部に類する監査等業務を行うこと。

- ※ 本2において「SPCの協力者」とは、下記の者をいう。
 - ア) 大阪IR事業（公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務を除く。）に関して、SPCに対して助言を行い、又は、SPCと共同して大阪IR事業の一部の作業を行う者
 - イ) 大阪IR事業に関して SPCから再委託若しくは請負を受けるなどして、大阪IR事業の一部の作業を行う者

- ※ 本2において「他都市IR事業者の協力者」とは、下記の者をいう。
 - ア) 他都市IR事業（公表情報、既存事例及び客観的情報の調査・収集・分析業務を除く。）に関して、他都市IR事業者に対して助言を行い、又は、他都市IR事業者と共同して他都市IR事業の一部の作業を行う者
 - イ) 他都市IR事業に関して SPCから再委託若しくは請負を受けるなどして、他都市IR事業の一部の作業を行う者

- ※ 本2において「主要株主等」とは、他都市IR事業者の議決権のある発行済み株式の総数又は出資金額) の5%以上に相当する数の株式等を、保有する者をいう。

(2) 適用除外

上記(1)制限事項については、本件制限対象者が関与する本業務の内容、又は、本件制限対象者が行おうとする提供業務等の内容が、その性質に照らして利益相反のおそれがなく、発注者が事前に同意した場合には適用しない。
ただし、この場合においても、担当チーム及び担当者の業務兼任は認めないことがある。

3. 制限期間

本業務の契約締結日から契約満了日（契約途中での契約の解除があった場合は当該契約解除の日）まで

4. 利益相反管理方針の策定

本件制限対象者は各々、本業務に関する契約締結までに、発注者と協議の上、本業務を実施する上での利益相反管理方針を策定し、その承認を受けること。なお、利益相反管理方針には下記事項を記載すること。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の類型
- (2) 主な取引例及び当該取引の特定のプロセス
- (3) 利益相反管理の方法（利益相反のおそれのある取引の事前承認プロセスや適正な情報隔離遮断措置の方法等、発注者の利益保護を適正に確保するための具体的措置を含む。）
- (4) 利益相反管理体制
- (5) 利益相反管理の対象となる会社・人物等の範囲